

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、ジーエルサイエンス株式会社と称し、英文では、GL Sciences Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 精密理化学機器、検査・診断を含む生化学用機器および科学研究用機器の製造販売
- (2) 理化学用薬品、試薬の製造販売およびそれら化学物質の運用管理装置の製造販売
- (3) 半導体製造機器およびそれから派生する産業機器の製造販売
- (4) 計量機器の製造販売
- (5) 理化学機器に供される化学工業品、電気機器および電子機器の製造販売
- (6) 理化学機器に供される特殊ガス配管の設計施工を含むガス供給設備全般の製造販売
- (7) 医療用機器の製造販売
- (8) 工業計測機の製造販売
- (9) 教育用機器の製造販売
- (10) 個体識別情報およびその付帯情報を記録したカード、タグ、ラベル等とそれらのリーダーライターの製造販売
- (11) 生体情報を利用した個体識別機器の製造販売
- (12) 防犯、防火、防災および救急等の安全対策装置、設備の製造販売
- (13) 光、電波、赤外線、レーザー光線、音波、超音波、磁気センサー等および前 10、11 号による人、動物および物品の管理・監視装置、設備の製造販売
- (14) 電子計算機およびその周辺機器の製造販売
- (15) 前各号を利用した応用製品および応用システムの製造販売
- (16) 前各号に関連する試料処理、測定業務、教育、講習ならびにコンサルテーション
- (17) 前各号に関連するソフトウェア、技術および情報の販売
- (18) 前各号に関連する物品、技術およびソフトウェアの輸出入業
- (19) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は 22,380,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるものその他、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

第 11 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず必要ある場合は取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集する。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(総会の決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第16条 株主総会の議事については、議事録を作成する。議事録には議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、6名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、3名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもの他、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(代表取締役および役付取締役)

第 29 条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会はその決議によって取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

3. 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を執行し、または業務を分掌する。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める金額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 31 条 当会社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもの他、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 35 条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 40 条 当会社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 41 条 当会社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 42 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

(附則)

1. 現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 14 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。